

○菅原委員長 ただいまより、経済建設常任委員会を開会いたします。

本日の会議に、のむらパターンソン委員から欠席する旨の届出があります。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、令和6年第1回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第28号、議案第30号、議案第36号、議案第37号、議案第41号、議案第67号ないし議案第69号、議案第75号及び議案第76号の以上10件につきまして、理事者から説明願います。

○三宮経済部長 議案第28号、令和6年度旭川市一般会計予算のうち、経済部所管分について御説明申し上げます。

初めに、資料はございませんが、経済部全体の予算概要を御説明いたします。経済部の事業は、5款労働費の一部と7款商工費の一部を合わせまして、総額7億7千841万1千円で、対前年比で1千674万3千円、率にいたしまして0.2%の減となっております。総事業費は48事業ございますが、そのうち、新規・拡充要素のある事業について概要を御説明申し上げます。令和6年度予算臨時事業費説明資料を御覧ください。

初めに、14-2ページ、5款2目緊急地域雇用対策費、若者地元定着奨学金返済補助事業費515万2千円です。若者の地元定着を促進するため、大学等高等教育機関を卒業後、市内に就職、居住した方に、日本学生支援機構の奨学金返済額の一部を補助するもので、令和6年度登録者からは、個人に対する補助に加え、地元企業と連携し、従業員に代わり、奨学金の返済を行った企業に対しても、補助する制度を新設するものでございます。併せまして、補助の上限額の引上げを予定しております。

続きまして、14-5ページ、7款1項2目、ユネスコ創造都市ネットワーク連携費2千984万円です。国内外のユネスコ創造都市と連携いたしまして、ユネスコ・デザイン都市旭川をPRするものでございますが、本市において、10月にサブネットワーク会議を開催するための経費等を計上しております。

続きまして、14-6ページ、創造拠点運営事業費3千113万8千円です。こちらは新規事業となります。市民や企業、団体、クリエイターなどが集まることのできる拠点の運営を通じて、新たなコミュニティーやプロジェクトを創出するものです。特に食をデザインすることができるまちとして、地域内外から持ち込まれる農畜水産物を加工、プロデュースし、新たな食の体験づくりなどを行い、デザインの実践的な取組を進めてまいります。

続きまして、下段、同じく新規事業の大阪関西万博共創パートナー事業費600万円です。森と木とデザインをテーマに、地場産業である家具産業と、地域資源である林業の課題解決に向けて、シンポジウムの開催やコンテンツづくりなどを行い、万博共創パートナーの自治体として、自然と都市機能が調和した旭川を発信するものでございます。

続きまして、下段、こちらも新規事業でございます。第28回全国菓子大博覧会・北海道開催準備負担金110万円です。令和7年5月30日から17日間、第28回全国菓子大博覧会が本市で開催されますが、その支援として実行委員会が借り上げる事務所に関する経費を助成するものでございます。

続きまして、14-7ページ、5目工芸センター費、国際家具デザインフェア旭川2024開催費550万円です。国際的な家具のデザインコンペティションの開催に係る経費の一部を負担するものでございます。6月の旭川デザインウィークの期間に合わせまして、審査会や授賞式、作品展示やシンポジウム等が行われる予定となっております。

続きまして、議案第30号、令和6年度旭川市動物園事業特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。14-8ページを御覧ください。予算総額は対前年度比106.8%、1億2千243万3千円増の19億1千446万7千円となっております。令和6年度の入園者数を130万人と見込み、店内環境の整備や利便性向上及び環境保全への取組など、動物園の魅力の向上と施設のさらなる充実を図ってまいります。

主な事業の概要でございますが、事業内容2段目の施設整備費2億356万2千円です。近年の猛暑対策といたしまして、一部、動物舎への日よけ屋根や送風機を設置いたします。また、ペレットストーブの設置や、マヌルネコ舎の増設に向けた設計に係る経費等を計上しております。

次に、動物園事業特別会計の歳入についてでございます。歳出と同額となっております。主な項目といたしましては、入園料の事業収入として、前年度比110.1%、8千41万5千円増の8億7千932万円、寄附金が前年比150.1%、1億5千万円増の4億4千935万1千円、繰入金が一般会計繰入金として、前年比85.5%、5千290万円減の3億1千166万3千円、基金繰入金として、前年比76.2%、6千606万4千円減の2億1千110万1千円で、合計では前年比81.5%、1億1千896万4千円減の5億2千276万4千円となっております。

以上、よろしく願いいたします。

○菅原観光スポーツ交流部長 議案第28号の令和6年度旭川市一般会計予算のうち、観光スポーツ交流部所管分につきまして、御説明申し上げます。

初めに、資料はございませんが、部全体の予算概要について御説明いたします。観光スポーツ交流部所管の予算につきましては、2款総務費、7款商工費、及び10款教育費のそれぞれに計上されており、総額では14億7千608万7千円で、前年度当初予算と比較いたしまして、103万3千円、率にして0.1%の増となっております。観光スポーツ交流部所管の事業といたしましては、総事業数が30事業ございますが、新規事業、拡充要素がある事業を中心に、主な事業の概要について御説明を申し上げます。

初めに、令和6年度予算臨時事業費説明資料を御覧ください。15ページの1、一番下の段を御覧ください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の旭川・水原姉妹都市提携35周年記念事業費860万円でございます。この事業は、水原市との姉妹都市提携35周年を記念し、関係団体と連携しながら各種事業を実施するため、訪問に係る費用や実行委員会への負担金などを計上したものであります。水原市最大のイベントである水原華城文化祭に合わせ、旭川市から代表団など多くの市民とともに水原市を訪問し、水原市関係者とともに35周年を盛大に祝うほか、旭川夏まつりに合わせ、水原市から舞踊団や食文化訪問団等を招き、伝統舞踊の鑑賞や料理を味わえる催しなどを通して、さらなる友好親善交流の推進を図ってまいります。

次に、15ページの3、上から5段目の7款商工費、1項商工費、4目観光費の醸造文化活用産業観光振興事業費448万円でございます。この事業は、アドベンチャートラベルの異文化体験の新たなコンテンツとして、欧米、豪を中心とするインバウンドの誘客促進を図るため、本市におい

て古くから盛んである、しょうゆなどの醸造の伝統事業、伝統技術、歴史、文化を活用した産業観光を推進するものであります。

次に、15ページの4、上から6段目の10款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費の通年生涯スポーツ振興費1千819万9千円でございます。この事業は、市民が主体的にスポーツに取り組む環境づくりを推進するため、年間を通して市民のライフスタイルに合ったスポーツイベントなどを実施するものです。令和6年度は、本市にゆかりのある方に委嘱しております、旭川スポーツみらいアンバサダーによるスポーツ教室や、スポーツを通じた健康づくりの習慣化を図る事業などを予定しております。

最後になりますが、同じく15ページの4、下から2段目の事業、10款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費のスポーツ大会開催負担金・補助金3千80万円でございます。この事業は、市民のスポーツ活動を促進するため、本市で開催される旭川ハーフマラソンなどの大規模スポーツ大会の運営を支援するものであります。令和6年度は、旭川ハーフマラソン大会につきまして、コースの見直しと併せて、食を取り入れたイベントの開催や観光誘致の推進などにより、大会の魅力向上による地域活性化に向けたリニューアルを行います。コースは、メイン会場を花咲スポーツ公園から道北アークス大雪アリーナに変更し、プラタナス通りや北彩都など、景観のよいエリアや多数の橋を取り入れた、本市の魅力を感じられるコースとなっております。

以上が、観光スポーツ交流部所管の令和6年度一般会計予算に係る主な臨時事業の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○加藤農政部長 議案第28号、令和6年度旭川市一般会計予算のうち、農政部所管分につきまして、御説明申し上げます。

初めに、資料はございませんが、農政部の令和6年度事業費総額につきましては、16億9千553万7千円、前年度と比較しまして6千189万円、率にしまして3.79%の増となっております。主な事業につきまして、令和6年度予算臨時事業費説明資料に基づきまして説明いたします。

まず、16-1ページを御覧いただきたいと思っております。6款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費の2段目になります。新規就農確保・育成対策費1千20万5千円では、就農相談会への参加、あるいは農業研修生の受入れに係る体制の構築、経営発展に係る補助など、新規就農者の受入れから経営安定化まで一貫した支援を行い、就農希望者を確保するとともに、競争力の高い経営体を育成しようとするものでございます。

次に、同ページの1番下の段、担い手確保・育成バックアップ対策費288万9千円では、農業青年団体への支援や、農村女性団体が企画する研修会等へ補助するとともに、将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の策定を進めるほか、生産現場で不足する労働力の確保に向けて農福連携を促進させるため、農福連携助成金を新設いたします。

次に、16-3ページ、下から2段目、3目農産園芸振興費の農産物等流通拡大支援費541万5千円では、農産物の付加価値向上や流通拡大を図るため、農畜産物の商品開発等に係る支援や、農産物のPRを行うほか、新年度は、大阪府豊中市において、昨年締結した協定に基づく本市の特産品や郷土料理の学校給食での提供に向けた協議を行ってまいります。

次に、同ページの1番下の段、新規事業、高付加価値農産物流通拡大事業費1千253万4千円では、有機農業などによる付加価値の高い農産物を中心に、効果的なPR活動を実施することで、

旭川産農産物全体の流通拡大を図るとともに、農産物の高付加価値化に向けた取組を進めるため、大阪府泉大津市と連携し、オーガニックビレッジ宣言を行い、関西圏でのクリーン農産物のPR事業を実施してまいります。

次に、16-4ページ、3段目、強い園芸産地づくり支援費1千242万8千円では、園芸作物の生産体制を整え、産地としての維持発展を図るために、高収益作物の生産拡大に資する機械や暑熱対策の資材、省力化につながる自動散水システムの導入に対する支援を行うほか、新年度は、本市で開催される全道果樹生産者研修会の開催について支援してまいります。

次に、16-5ページ、1段目、4目農業センター費、農業担い手研修育成費22万3千円では、新規就農希望者や新規園芸参入者に対し、引き続き、近隣町と連携し、技術研修を行うなど、次世代を担う農業者の育成、確保のための取組を行ってまいります。

次に、同ページの3段目、土づくり対策支援費661万1千円では、環境負荷の低減、生産性の維持及び健全な土づくりの推進を図るため、土壌分析診断を行うとともに、土づくりに関する巡回指導の実施や、適正施肥や栽培技術、農業センターの事業等に関する情報を伝えるためのニュースレターの発行など、土づくりについての相談対応及び情報発信を行ってまいります。

次に、同ページの1番下の段、6目農地改良費、生産基盤改善促進費900万円では、暗渠排水、除れき、区画整理に対する助成の実施により、生産性の低い農地の改善を図ろうとするものでございます。

最後に、16-8ページ、2段目、2項林業費、1目林業振興費、林業担い手確保・育成支援費2千514万1千円では、林業機械や個人装備品の導入支援等により、林業事業者の体制強化を図り、効率的な森林整備を促進するとともに、北海道立北の森づくり専門学院のPRなどの支援を行い、林業の担い手の確保、育成を図ろうとするものであります。

以上、農政部所管に係る一般会計予算の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○中野建築部長 令和6年第1回定例会提出議案のうち、建築部所管分について説明いたします。

初めに、議案第28号、令和6年度旭川市一般会計予算についてであります。建築部所管の歳入は、総額16億6千750万6千円で、その主なものは16款使用料及び手数料、17款国庫支出金、及び24款市債で、前年比4千27万8千円の減であります。次に、歳出は、総額14億5千710万7千円、経常費が9事業及び臨時費が8事業で、前年比1億1千726万9千円の増であります。主な事業の概要は、令和6年度予算臨時事業費説明資料で説明いたします。

初めに、17-1ページ、8款1項2目であります。住宅改修促進費は、既存住宅の省エネ改修工事に要する費用の一部を補助するもので、1件当たり10万円を上限とした300件の補助を予定しており、3千250万8千円を計上しております。令和6年度は、環境負荷の低減に寄与する省エネ改修工事の補助を拡充するなど、既存の補助メニューの統合など見直しを行っております。

次に、地域材活用住宅建設促進費であります。これは地域材を使用した木造の高性能住宅を新築する場合に、その費用の一部を補助するもので、40件の補助を予定しており、7千889万4千円を計上しております。令和6年度は既存の制度を拡充し、1件当たりの基本額を増額するとともに、子育て世帯、または2世帯住宅の場合の加算や、旭川産材の使用に応じ、補助額を加算することとしております。

次に、住宅雪対策費であります。これは融雪施設の設置工事費用の一部を補助するもので、1件当たり10万円で300件の補助を予定しており、3千14万8千円を計上しております。

続いて、3目であります。建築物安全推進事業補助金は、民間建築物のアスベスト対策を推進するため、アスベストの含有調査や、除去等の費用の一部を補助するもので、195万円を計上しております。

建築物耐震改修促進費は、耐震基準を満たしていない住宅の耐震化を促進するため、耐震診断や耐震改修に要する費用の一部を補助するもので、92万8千円を計上しております。

続いて、17-2ページ、空家等総合対策費は、適切に管理されていない空き家等に関わり、除却費用の一部補助や緊急安全措置のほか、所有者がいない場合の財産、相続財産清算人の選任申立てなどを行うもので、401万2千円を計上しております。

続いて、6項2目の市営住宅整備費であります。これは主に、第2豊岡団地を整備するため、新3号棟の新築工事や、既存の3号棟及び9号棟の解体工事などを行うもので、5億1千566万6千円を計上しております。

次に、3目の市営住宅改修費であります。これは、忠和団地の内部改修や神楽岡ニュータウン団地の外壁改修などを実施するもので、4億46万円を計上しております。

以上が令和6年度予算のうち、建築部に関わる主な事業概要であります。

続いて、議案第67号、旭川市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は、本年4月1日に施行される建築基準法及び建築基準法施行令の改正により、建築物の耐火基準が緩和されるほか、新たに建築副主事が位置づけられ、小規模な建築物に限り、建築確認事務を行うことができることとなるため、必要な規定を整備するものであります。施行日は令和6年4月1日を予定しております。

建築部に関わる提出議案については、以上であります。

○太田土木部長 令和6年第1回定例会提出議案のうち、土木部に関連がございます議案第28号、令和6年度旭川市一般会計予算、議案第68号、旭川市道路占用料条例の一部改正、議案第75号、市道路線の廃止、議案第76号、市道路線の認定について、順次御説明をさせていただきます。

初めに、議案第28号、令和6年度旭川市一般会計予算のうち、土木部所管分につきまして御説明させていただきます。お手元の一般会計予算書の4ページと5ページを御覧ください。土木部所管分といたしましては、4ページの8款土木費146億6千230万5千円のうち、126億7千224万6千円と、5ページの11款災害復旧費5千830万円のうち、5千30万円を合わせまして、合計で127億2千254万6千円を計上させていただいております。

内訳といたしましては、経常費が9事業で68億1千696万1千円、臨時費が27事業で59億558万5千円となっております。また、令和5年度当初予算と比較いたしますと、事業費ベースで1億6千469万7千円の増、対前年度比では101.3%となっております。

続きまして、主な臨時事業につきまして、令和6年度予算臨時事業費説明資料に基づき御説明をさせていただきます。お手元の資料18-1ページを御覧ください。

8款1項1目土木総務費150万円につきましては、全国の都市で持ち回りで開催されてございます、全国川サミットを令和6年度に旭川市で開催するため、その費用の一部を国、北海道、市で構成する実行委員会に負担金として支出するものであります。

次に、8款2項1目道路橋りょう総務費1億7千252万3千円につきましては、買物公園の自転車対策費のほか、道路法に基づく道路台帳整備、登記簿と現地との整合性を図る地籍調査、さらには町内会などにおける街路灯の設置費や電気料金の一部を補助するなど、主に道路の管理や調査に要するものでございます。

続きまして、18-2ページとなります。8款2項2目道路橋りょう維持費7千890万9千円につきましては、災害時の道路維持に関わる緊急対応など、主に土木施設の維持補修等に要するものでございます。

続きまして、8款2項3目道路橋りょう新設改良費45億8千215万2千円につきましては、都市基盤の整備を促進するため、幹線道路をはじめ、日常生活に関わる生活道路や側溝の整備などの道路の新設、改良、関連事業などに要するものでございます。主な事業といたしましては、18-3ページに書いてございます、道路側溝整備費27億5千万円で、生活道路などの整備に関する事業であり、令和6年度では延長で合わせて約13キロメートルの整備を計画しているところでございます。

続きまして、8款3項1目河川整備費1億3千万円につきましては、江丹別第一線川など、市が管理する普通河川の整備などを計画しているところでございます。

続きまして、8款5項2目街路事業費1億5千300万円につきましては、永山東光線及び大雪通の整備促進を行うものでございます。

続きまして、18-4ページ、8款5項3目緑地公園費7億3千720万1千円につきましては、東光スポーツ公園や花咲スポーツ公園などの都市公園の整備、改修や都市緑化の推進などに要する経費を計上したものでございます。

最後に、18-5ページ、11款2項1目公共施設災害復旧費5千30万円につきましては、大雨など災害等が発生し、土木施設が被災した場合において、国に対し、復旧費用を申請するための調査費などを計上したものでございます。

以上が、土木部所管に関わります令和6年度予算の概要となります。

続きまして、議案第68号、旭川市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。本市の道路占用料の額は、国が定める道路法施行令に準拠し、定めてきたところでございますが、占用料の基礎となる固定資産税評価額の評価替えに伴い、道路法施行令が改正されたため、道路占用料の額を改定するものでございます。

最後となりますけれども、議案第75号、市道路線の廃止について、及び議案第76号、市道路線の認定についての2つの議案につきましては、関連がございますので、一括して提案理由を御説明いたします。市道の廃止、認定につきましては、起終点変更に伴う廃止、開発行為による帰属や新たな道路用地の取得などにより、1路線0.04キロメートルを廃止し、3路線0.35キロメートルを認定しようとするものでございます。

以上が、土木部に関連がございます議案についての御説明となります。よろしく御説明申し上げます。

○沖本上下水道部長 令和6年第1回定例会提出議案のうち、水道局の所管に関わる議案につきまして御説明いたします。初めに、令和6年度予算についてでございます。お手元にお配りいたしました令和6年度水道事業会計・下水道事業会計予算の概要に基づき御説明させていただきます。

まず、議案第36号、令和6年度旭川市水道事業会計予算についてでございます。資料の1ページを御覧ください。

令和6年度の業務予定量につきましては、給水戸数17万1千400戸、年間総給水量3千230万6千300立方メートルと見込んでおります。

まず、収益的収支でございますが、水道事業収益は68億7千331万2千円で、前年度より8千761万7千円の増となっております。これは、給水収益は減少するものと見込んでいますが、原・起因者工事収入の増により、雑収入で増となったことなどによるものでございます。水道事業費用は61億4千805万9千円で、前年度より4億5千646万円の増となっております。これは主に、労務単価等の上昇による委託料の上昇で、浄水費及び配水費が増となったことなどによるものでございます。

次に、資本的収支でございますが、資本的収入は32億3千852万8千円で、前年度より5億1千364万5千円の減となっております。これは主に国の補正予算を活用するため、令和5年度補正予算に前倒したことで、建設改良費が減となり、これに伴い、企業債、国庫補助金が減少したことなどによるものでございます。資本的支出は68億9千451万2千円で、前年度より4億7千863万円の減となっております。これも収入と同様に、補正前倒しにより、施設整備費が減となったことなどによるものでございます。

以上が、水道事業会計予算の概要でございます。

次に、議案第37号、令和6年度旭川市下水道事業会計予算についてでございます。資料の2ページ裏面を御覧ください。令和6年度の業務予定量につきましては、排水戸数16万6千200戸、年間総処理水量4千900万2千700立方メートルと見込んでおります。

まず、収益的収支でございますが、下水道事業収益は95億2千258万8千円で、前年度より5億3千558万7千円の増となっております。これは、下水道使用量を減少するものと見込んでおりますが、下水処理センター1号污泥焼却炉の稼働に伴い、長期前受金戻入れが増となったことなどによるものでございます。下水道事業費用は93億8千528万7千円で、前年度より7億9千156万4千円の増となっております。これは主に、労務単価等の上昇による委託料の上昇で、管渠費、処理場費が増となったことなどによるものでございます。

次に、資本的収支でございますが、資本的収入は26億7千381万6千円で、前年度より2億1千894万1千円の増となっております。これは主に、他会計補助金で増となったことなどによるものでございます。資本的支出は53億2千503万8千円で、前年度より3億4千76万円の減となっております。これは、水道事業と同様に、補正の前倒しにより、施設整備費が減となったほか、企業債償還金が減となったことなどによるものでございます。

以上が、新年度予算の概要でございます。

次に、水道局の所管に関わる条例の制定について御説明いたします。

まず、議案第41号、旭川市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び旭川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方自治法の一部改正に伴い、旭川市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例における引用条項の整備を行うとするものでございます。

次に、議案第69号、旭川市水道事業等給水条例の一部を改正する条例の制定についてござい

ます。生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の制定により、水道法が一部改正され、水質または衛生の事務に関する権限が、厚生労働大臣から環境大臣に、それ以外の者に関する権限が、厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されることから、厚生労働省令を国土交通省令に改めるほか、所要の改正を行おうとするものでございます。

以上が、水道局の所管に係る議案でございます。よろしくお願いたします。

○菅原委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思っております。議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。旭川夏まつり実行委員会における過年度分の納税について、理事者から報告願います。

○菅原観光スポーツ交流部長 このたび、本市が負担金を支出し、実行委員会に参画している旭川夏まつりにおいて、事務局を担う旭川商工会議所から、過年度における法人税等を納税したとの連絡が本市にありましたので、御報告を申し上げます。

初めに、納税に至った経過であります。お手元の資料、1、事案の概要にありますように、昨年11月に旭川冬まつり実行委員会が法人税の課税対象事業者であることが判明したことを受け、旭川夏まつり実行委員会の事務局である旭川商工会議所が税務署と協議した結果、法人税の課税対象事業者であると判定され、過去5年分の法人税等を納付いたしました。納付税額は42万6千400円で、その内訳は、法人税及び地方法人税が2千300円、法人道民税、法人事業税、特別法人事業税が10万500円、法人市民税が30万100円、増税分の延滞金が5千200円、市税分の延滞金が1万8千300円となっております。

今回の事案につきましては、税務関係法令の認識不足が原因であり、実行委員会内や実行委員会に係る団体に、納税に至った経過などを周知し、適正な事務処理と再発防止に努めることとしております。

以上、御報告申し上げます。

○菅原委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席いただいて結構でございます。

次に、水道事業・下水道事業後期財政計画(案)につきまして、理事者から報告願います。

○沖本上下水道部長 水道事業・下水道事業の後期財政計画(案)を取りまとめましたので、御報告いたします。当該計画案は、附属機関である上下水道事業審議会において意見をいただき、素案として取りまとめを行った上で、広く市民の皆様にご意見を聞くために、パブリックコメントを実施いたしました。その後、計画の初年度である令和6年度の予算を反映し、後期財政計画案を策定したものでございます。それでは、水道事業・下水道事業後期財政計画(案)について、こちらの概要版を基に内容を説明いたします。

まず、1ページ目を御覧ください。1、財政計画の位置付けについてです。平成28年2月に、水道・下水道事業の将来の方向性を示す基本的指針として、平成28年度から令和9年度までの1

2年間の計画期間とする、旭川市水道・下水道ビジョンを策定し、この12年間の4年ごとに前期、中期、後期と分け、各期における財政計画を策定することとしております。今年度で中期財政計画の期間が終了いたしますことから、令和6年度から9年度までを期間とする後期財政計画を策定するものであります。

次に、2、事業の取組方針・目標の設定についてです。ここでは、重要なライフラインである水道と下水道をどのように維持していくのか、事業の取組方針を定めたもので、ビジョンにおける37項目の指標達成に向けた取組を継続することとしております。2ページ目を御覧ください。ここでは、各会計で個別に取り組んでいく事項の主な方針を掲げています。

水道事業会計では、配水管の老朽化対策として、総延長の1%に相当する22キロメートルを毎年の更新目標とするほか、防災の観点から、避難所に接続している管路等の耐震化について、国庫補助を活用しながら進めてまいります。

次に、下水道事業会計では、汚水管の老朽化対策と雨水管の整備による、大雨時の冠水・溢水対策を進めてまいります。また、国が進めている下水汚泥のさらなる有効活用として、その堆肥化に向けた取組を進めてまいります。これらのほか事業全般における取組の方針として、広聴活動、情報提供の充実などの継続的な取組やDX技術の活用などの新たな課題や、将来に向けた取組を行ってまいります。また、3ページの上段には、事業を継続していくための経営の健全性を図るものとして、料金回収率などの3指標の維持を目標として掲げております。

次に、3、収支計画（令和6年～9年度）についてです。

まず、水道事業会計についてですが、令和9年度までは、当年度純損益での黒字と年度末資金残高の確保ができる見通しであり、大きな状況の変化等がなければ、この間の料金改定をせずに経営ができるものと考えております。令和10年度以降については、当年度純損益が赤字に、また、令和17年度には資金不足が発生する見込みとなっており、今後も定期的な検証を継続してまいります。

4ページ上段を御覧ください。下水道事業会計についてですが、水道事業会計と同様に、令和9年度までは当年度純損益での黒字と、年度末資金残高の確保ができる見通しであり、この間の料金改定をせずに経営ができるものと考えております。令和10年度以降も、年度末資金残高を確保できる見通しとなっておりますが、状況の変化も起こり得ますことから、今後も定期的な検証を継続してまいります。

次に、4、収支計画における推計の考え方についてですが、料金収入は、人口減少等に伴う水需要の減少を踏まえながら、現行の料金体系で推計を行っています。維持管理費、建設改良費はともに物価の上昇傾向を踏まえた推計となっております。

以上、水道事業・下水道事業の後期財政計画（案）についての説明となります。よろしくお願いいたします。

○菅原委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言はありますか。

（「なし」の声あり）

○菅原委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席いただいて結構です。

次に、3、特定事件の閉会中継続調査付託についてを議題といたします。2月26日の本会議で、

旭川市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についてが可決され、本年4月1日から施行されることに伴い、現在、観光スポーツ交流部で所管している都市交流課の事務が総合政策部に移管され、部の名称が、観光スポーツ交流部から観光スポーツ部に変更されます。それに伴い、現在、議会運営委員会において、委員会条例においても改正の協議が行われているところです。本委員会においても、閉会中継続調査の特定事件を変更する必要があることから、特定事件名について、観光、スポーツ及び都市間交流に関する事項についてを、観光及びスポーツに関する事項についてに変更したいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○菅原委員長 そのように扱うこととし、委員会条例施行後、委員長において閉会中継続調査申出を議長宛てに提出することとします。なお、商工業に関する事項について、農林畜産業に関する事項について、建設に関する事項について、上下水道事業に関する事項については、変更なく、委員の任期中引き続き、閉会中継続調査の特定事件とさせていただきます。

以上で、予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○菅原委員長 なければ、本日の委員会は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時44分